

単位認定試験実施要領

(1) 日程

・試験は原則として定められた授業時間内で実施し、日程については授業担当教員により一週間以上前に発表される。

(2) 受験資格

・次に掲げる学生は受験することができない（追試験・再試験も同様）

- ①学生証の提示がない場合。但し、受験用仮学生証の提示があれば受験を認める。
- ②指定の時刻までに試験場に入場しないとき。但し、遅刻の明確な事由を証明できる者に対して、他の学生との接触の有無を確認の上、別室受験をさせることがある。
- ③試験に関して不正行為のあったとき。
- ④試験において試験監督の指揮・命令に離反・違反したとき。
- ⑤その他、学校の規定に違反した場合。

(3) 試験時間

・筆記試験の試験時間は50分間を標準とする。実技試験については試験内容に応じて決定する。

また、試験時間以外の時間については授業を行い規定の授業時間を満たすものとする。

(4) 途中退出

・途中退出は、原則認めない。

(5) 再試験（学則第26条）

- ①各科目の成績が60点未満の場合は、再試験を受験することができる。
- ②再試験は60点を最高点とする。
- ③再試験を欠席した者に対する試験は原則として行わない。但し、正当な事由により欠席したと認められる場合は、教務会の審議を経て校長が実施を認める場合がある。
- ④再試験料は1科目1回、2,000円とする。

(6) 追試験（学則第25条）

- ①病気その他やむを得ない事由により単位認定試験を受験できない場合は「追試験」を行なう。但し、欠席した事由がわかる書類・診断書を提出し校長の許可を受けなければならない。
- ②前項の評点は100点満点中の原則90点を上限とする。

(7) 不正行為

- ①学生は受験の際、必ず学生証を机の上に置き、筆記用具以外は全て鞆の中にしまう等、不正行為と間違えられないよう配慮すること。
- ②不正行為のあった場合は学則第34条「学生として相応しくない行為」として厳しく処分する。教務会を経て校長が決定する。（訓告、停学、除籍、退学）
- ③懲戒の程度に関わらず当期の当該科目の試験を無効とみなし、他の科目の受験を許可しない。